
小山市立もみじ保育所の民営化に係る設置運営候補
事業者募集について

令和6年9月

小山市保健福祉部保育課

目次

1.	募集目的.....	2
2.	対象保育所及び整備地域の条件	2
3.	応募の資格・条件.....	2
4.	設置・運営等の条件.....	4
5.	保育所整備に係る補助金等	8
6.	事業スケジュール.....	9
7.	質疑の受付及び回答.....	10
8.	事前協議の受付及び実施.....	10
9.	応募書類の作成方法.....	11
10.	応募書類の受付.....	11
11.	審査及び結果通知.....	12
12.	提出書類の取扱い.....	13
13.	その他.....	14
14.	事務局	14
15.	提出書類一覧.....	16
16.	遵守すべき法規制等.....	17

1. 募集目的

小山市（以下「本市」という。）が保有する公立保育所については、第3次小山市保育所整備計画に基づき整備を推進しており、もみじ保育所については、令和8年4月の開園を目標に民設民営により整備を進めることとしている。

については、本募集要項を定めることにより、当該保育所を設置、運営する事業者を募集する。

2. 対象保育所及び整備地域の条件

対象保育所及び整備地域の条件は、以下のとおりとする。

保育所名	用地	整備地域の条件
(仮称)もみじ保育園 ※現在のもみじ保育所 (小山市暁三丁目11番2号)	現在地 もしくは 移転	・ 移転の場合は、現在地から直線距離で約1km以内且つJR東北本線の線路の東側且つJR東北新幹線の線路の西側とすること。 (別紙1のとおり)

3. 応募の資格・条件

(1) 応募の資格

本事業に応募することができる事業者は、次のいずれかの法人とする。

- ・ 市内で認可保育所を運営している社会福祉法人
- ・ 市内で認可保育所又は認定こども園を運営している学校法人
- ・ 市内で認可保育所を運営している特定非営利活動法人（NPO法人）
- ・ 市内で10年以上認可外保育所を運営しており、令和元年度以降に（市外を含め複数の施設を運営している場合は、各施設の保育児童を合算して）15名以上の児童を保育したことのある法人又は個人

※ ただし、本募集の応募書類提出締切日時点において、次のいずれかに該当するときは、本件の事業者としない。

- ・ 法人代表者が禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ・ 法人代表者又は当該法人が、税、各種利用料、補助金等の清算に関して生じた返還金その他本市との間で生じた債務を滞納し、又は不履行にしているとき。

(2) 応募の条件

- ア 令和8年4月1日に開園することとし、開園までに保育所の整備を完了し、保育が提供できる体制を整えること。
- イ 応募に関して要した費用や計画変更に伴って発生した費用については、全て応募事業者の負担とすること。
- ウ 選定後の協議や地域等への説明により、提案時の開園スケジュールが変更になる場合は、速やかに本市と協議し、計画変更を行い対応すること。
- エ 基本設計内容（提案図面等）については、選定後においても可能な範囲で柔軟に変更が可能なものとする。
- オ 開園時の利用定員は、認可定員と同数を設定すること。
- カ 保育士等の入れ替わりや保育環境の変化による児童への影響を最小限にするため、開園前に引継ぎ・共同保育を実施すること。
 - ※ 引継ぎ・共同保育については、設置・運営事業者が本応募の際に提案を行うこと。
 - ※ 引継ぎ・共同保育に係る業務については、提案をもとに協議の上、本市が設置・運営事業者に委託するものとし、本市が委託料を支払うものとする。
- キ 「とちぎの子ども育成憲章（平成22年2月制定）」に則り、保育事業等に熱意と理解を持ち、保育所の運営を適切に行う能力を有していること。
- ク 保育所の運営にあたっては、小山市からの委託事業であることに鑑み、「児童福祉法」を遵守するとともに、本募集要項以外に記載した内容以外についても随時指示・指導することがあるので、適切に対応するとともに、保育行政について積極的に協力できること。
- ケ 保育所の運営に関して、保護者の意見等を可能な限り反映させ、双方合意のもとスムーズに移行していくため、当該保育所の保護者代表及び設置・運営事業者、本市の三者協議の設置に協力すること。
- コ 地域住民等への説明を応募事業者の責任において実施すること。

(3)職員配置の条件

- ア 令和8年3月1日までに、公定価格基本単価分（※）の職員構成を整えること。
 - ※ 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する件（令和6年こども家庭庁告示第9号）参照。

- イ 施設長は専従とすること（非常勤勤務や他施設との兼務は不可。）。
また、施設長等については、以下の要件をいずれも満たすことが望ましい（必須ではない。）。
- ・ 施設長は、保育所、幼稚園、認定こども園又は認可外保育施設（以下、「保育施設等」という。）における10年以上の勤務経験を有すること。あるいは、社会福祉施設における十分な勤務経験を有し、且つ栃木県の実施する保育所長研修を修了していること。
 - ・ 施設長又は主任保育士は、保育施設等において、3歳未満児の担任経験を含み、10年以上の勤務経験を有すること。
- ウ 安定的な施設運営を図るため、法人都合により短期間で施設長又は保育業務従事者を変更しないこと。特に、施設長は、開園から3年間は、法人都合により変更しないこと。同様の理由により、認可事業としての開始から3年を経過していない市内施設・事業所から、施設長・管理者を異動させ、本件申請に係る施設庁予定者とすることは、原則不可とする。
- エ 現もみじ保育所に勤務している保育士（本市の会計年度任用職員等）が就労を希望する場合は、採用に努めること。
- オ 勤務する保育士は、若年層のみに偏らないよう採用すること。
- カ 非常勤の嘱託医（内科及び歯科）を各1名配置すること。

4. 設置・運営等の条件

(1) 事業規模

- ア 施設類型は、「児童福祉法（昭和22年法律第164号）」第39条に規定する認可保育所とすること。
- イ 整備方法は、創設（新規認可を取得し、施設を設置）とすること。
- ウ 施設定員については、90名とすること。
- エ 施設定員の施設定員の年齢構成については、0歳から5歳までとすること。
※ 0歳から5歳の各年齢を必ず定員設定すること（例えば、0歳を設定せずに1歳から5歳の設定とすることは不可。）。
- オ 最終的な施設定員の構成については、本市と協議の上、設定すること。

(2) 実施事業

- ア 休所日を除き、通常保育は午前7時30分から午後6時30分まで実施すること。

※ 休所日とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）を指す。

※ 休日保育を実施する場合は、年末年始のみが休所日となる。

※ 開園当初及び年度当初の慣らし保育（入園当初の園児の保育環境適応のため通常保育時間より早い時間で保育提供を終了すること）については実施可能とするが、利用者の要望があれば通常保育の提供が可能な旨を十分周知すること。

イ 延長保育を午後 7 時 30 分まで実施すること。

ウ 事業者は、自ら当該保育所を運営すること。

エ 事業者は、地域の保育需要の縮小等により、保育園の設置が不要となるまで保育を実施すること。

オ 障がいのある児童や家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要とされる児童の保育を積極的に行うこと。

カ その他追加の事業（一時預かり事業等）の提案も可とする。ただし、提案された事業の実施を約束するものではなく、実施事業の決定にあたっては、本市との協議が必要となる。

(3)設備の条件

ア 「児童福祉法」や「建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）」、「消防法（昭和 23 年法律第 186 号）」等の関係法令の定めるところに従うこと。

※ 調理室及びトイレの設置については、衛生面、安全面に十分に配慮すること。

イ 車による送迎に対応するため、原則として、施設内外を問わず駐車スペースを確保すること。ただし、駐車スペースを確保できない場合は、代替案を提案すること。

ウ 敷地内に、給食の材料搬入や緊急時等に一時的に利用する車の駐停車スペースを確保し、敷地内に確保できない場合については、代替えとして近隣の駐車場を確保すること。

エ 敷地内に基準上必要な面積分の園庭を設けること。また、可能な限り芝生化を実施すること。

(4)運営の条件

ア 児童の入所

入所児童は、本市が保育の必要性について認定し、利用調整のうえ、決定した児童とする。

イ 利用料金

保護者が了承した実費徴収以外の費用負担は求めないこと。実費徴収を検討する場合は、事前に本市に相談の上、保護者と協議し決定すること。

ウ 給食

- ① 給食は、原則、自園で調理すること。ただし、設置・運営事業者と同一の法人（関連法人を含む。）が運営する施設から搬入する場合に限り、給食の外部搬入を認める。
- ② 給食の提供に当たっては、食中毒予防を含む衛生管理に努めること。

エ 健康管理及び衛生管理

- ① 児童に対し、利用開始時の健康診断、1年に2回以上の定期健康診断を行うこと。
- ② 児童の健康状態並びに発育及び発達状態の把握に努めること。
- ③ 虐待の予防・早期発見のための対策や虐待が疑われる場合の対応策を講じること。
- ④ 児童の疾病等に適切な対応を図ること。
- ⑤ 職員に対し、採用時及び年1回の定期健康診断を実施すること。
- ⑥ 調理員及び調乳に携わる職員には、月1回検便を実施すること。

オ 安全対策

- ① 施設には消火用具、非常口その他非常災害時に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立てること。
- ② 避難及び消火に対する訓練を定期的に行うこと。

カ 事故防止及び発生時の対応

- ① 事故が発生した場合の報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- ② 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、その事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
- ③ 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- ④ 事故が発生した場合は、速やかに本市及び保護者等に連絡を行うとともに必要な措置を講じること。

- ⑤ 事故の状況や事故に際して取った処置について、記録を作成し市に提出すること。
 - ⑥ 事故等の発生による補償を行うことができるよう、賠償責任保険に加入すること。
 - ⑦ 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。
- キ 個人情報の保護（個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)）
- ① 設置・運営事業者の職員又は職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の個人情報等を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずること。
 - ② 個人情報保護の重要性を個々の職員が認識し、適切な対応を図ること。
- ク その他
- ① 施設の名称については、市と事業者で協議し決定した名称を使用すること。
 - ② 保育内容等に対する苦情処理体制を整えること。
 - ③ 保護者と密接な連絡をとり、保護者との信頼関係を築くよう努めること。
 - ④ 保育所の設置・運営に当たっては、近隣住民に十分な説明を行い、理解を得るとともに、地域との良好な関係づくりに努めること。
 - ⑤ 職員に対し、資質の向上のための研修の機会を確保すること。

(5)保育所用地の条件

ア 現園舎の用地を使用する場合

- ① 用地については、事業者において買い取る、もしくは本市との契約により賃貸借するものとする。
- ② 現園舎の解体工事は、市が実施する。
- ③ 売買価格は 50,000,000 円として事業計画を立てること。（最終的な売買価格は、不動産鑑定に基づき正式決定する。）
- ④ 賃貸借価格は 1 年あたり 2,000,000 円として事業計画を立てること。（最終的な賃貸借価格は、不動産鑑定に基づき正式決定する。）
- ⑤ 土地売買契約又は賃貸借契約は、保育所設置の認可申請を行うまでの間に結ぶものとする。
- ⑥ 売買代金等は、契約に従い、市指定金融機関に納入するものとする。

イ 移転する場合

- ① 保育所を設置する土地は、設置・運営事業者が自己所有（取得予定を含む。）により確保することを原則とする（応募の時点では、取得予定でも可とするが、所有者承諾書、土地譲渡確約書等の添付を要するものとする。）。
- ② 土地の貸与を受けて保育所を設置する場合は、地上権又は賃借権を設定し登記すること。ただし、土地の賃貸借契約期間が20年以上とされている場合は、地上権又は賃借権の登記を行わなくても差し支えないが、公正証書を作成すること。
- ③ 敷地外の公道等への避難路が確保されているなど、保育所の用地として安全性が確保されていること。
- ④ 隣地・道路との境界が確定している、又は市長が指定する期日までに確定できる土地であること。
- ⑤ 抵当権など所有権以外の権利が設定されていない、又は市長が指定する期日までに全て抹消できる土地であること。
- ⑥ 賃借の場合は、土地所有者が小山市暴力団排除条例（平成23年小山市条例第18号）の規定による暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者ではなく、また、それらの利益となる活動等を行うものでないこと。
- ⑦ 保育所の設置に当たり地域住民等の理解が得られる土地であること。
※ 移転先用地の確保、土地所有者との交渉や地域住民等との折衝については、応募事業者の責任において行うこと。土地所有者との交渉や地域住民等との折衝には本市は関与しないことを前提とする。
- ⑧ 開発許可等の建設に必要な許認可等を得られる見込みの用地であること。

ウ 財産の取扱い

土地及び建物は、所有権登記後、直ちに事業者の基本財産に編入すること。

5. 保育所整備に係る補助金等

- ・ 事業者が就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱に定められる保育所の設置主体である場合は、同補助金により施設整備費の一部を補助する。
※ 事業者は、同補助金を活用する場合、6. 事業スケジュール(8)交付金事前協議の期間中に、本市に対して事前協議を申請すること。

- ・ 令和6年4月1日時点における就学前教育・保育施設整備交付金の補助額試算は下記のとおり。

施設整備区分 【創設】	就学前教育・保育施設整備交付金		
	交付基準額（国：2/3 市：1/12 で算定した場合）		
	（定員等）	（計算式等）	（基準額）
①本体工事 （建築・電気・機械工事一式）	90名	定員 71～100名の基準額 155,000千円	155,000千円
②特殊付帯工事費		太陽光発電システム等 基準額 13,010千円	13,010千円
③設計料加算 （①+②の5%が上限）		168,010千円×5%	8,400千円
④開設準備費加算	90名	19千円×90名	1,710千円
⑤土地借料加算 ^{※1}		19,000千円	19,000千円
国補助金	197,120千円		
市補助金	24,640千円		
補助金合計	221,760千円		

※1 保育所用地を借用する場合のみ適用。

※2 本補助金及びこれに類する補助制度の交付決定を受けた後、交付決定の取り消しが発生した場合は、設置・運営事業者の責において交付された補助金の返還等の対応を行うこと。

6. 事業スケジュール

- | | |
|----------------|-------------------------------|
| (1) 募集要項の公表 | 令和6年9月18日(水) |
| (2) 質疑の受付 | 令和6年9月18日(水)から10月4日(金)まで |
| (3) 質疑に対する回答 | 令和6年10月7日(月)から10月11日(金)まで |
| (4) 事前協議の受付・実施 | 令和6年9月18日(水)から10月25日(金)まで |
| (5) 応募書類の受付 | 令和6年10月15日(火)から11月8日(金)まで |
| (6) ヒアリングの実施 | 令和6年11月下旬 |
| (7) 審査結果の通知 | 令和6年12月上旬 |
| (8) 交付金事前協議 | 令和6年12月から令和7年2月まで |
| (9) 保育所整備 | 交付金内示後(令和7年4月頃)から
令和8年3月まで |
| (10) 共同保育 | 令和7年10月から令和8年3月まで |
| (11) 保育所開園 | 令和8年4月1日(水) |

7. 質疑の受付及び回答

(1) 質疑の受付

ア 受付期間

令和6年9月18日(水)から10月4日(金)まで
午前8時30分から午後5時15分まで

イ 提出先

小山市保健福祉部保育課保育施設係（市役所3階）
電子メール d-hoiku*city.oyama.tochigi.jp（*を@と読み替えること）

ウ 提出方法

質問書に質疑事項を入力し、原本ファイル形式を維持したまま保存した電子データを、電子メールの添付ファイルとして送信すること。
なお、送信後、本市へ着信の確認を行うこと。

(2) 質疑への回答

ア 回答期限

令和6年10月11日(金) ※随時回答予定。

イ 回答方法

回答期限までに本市ホームページに掲載する。

(3) その他

ア 電話並びに口頭による質問、指定の様式によらない質問書及び受付期間を過ぎた質問書は受け付けない。

イ 質問書の内容について不明な点等がある場合は、質問者に対し事務局から電話等で確認を行う。

8. 事前協議の受付及び実施

応募者による提出書類の記載方法及びその内容について、希望に応じて事前協議を実施する（応募書類の提出は、事前協議が無くとも可能。）。

(1) 協議の受付及び実施期間

令和6年9月18日(水)から10月25日(金)まで
午前8時30分から午後5時15分まで

※ 協議しようとする日の1週間前までに担当課に連絡の上、協議日の予約を行うこと。

(2)協議場所

小山市保健福祉部保育課保育施設係（市役所 3 階）

(3)協議方法

可能な限り、協議日の前に応募資料（提出資料全部ではなく、一部でも良い）を担当課に提出すること。

また、協議にあたっては、法人の代表者、事業責任者又は施設長予定者のいずれかが同席するものとし、代理人のみによる協議や、電話による協議は受け付けない。

(4)その他

事前協議以外で確認したい事項がある場合は、随時対応する。

9. 応募書類の作成方法

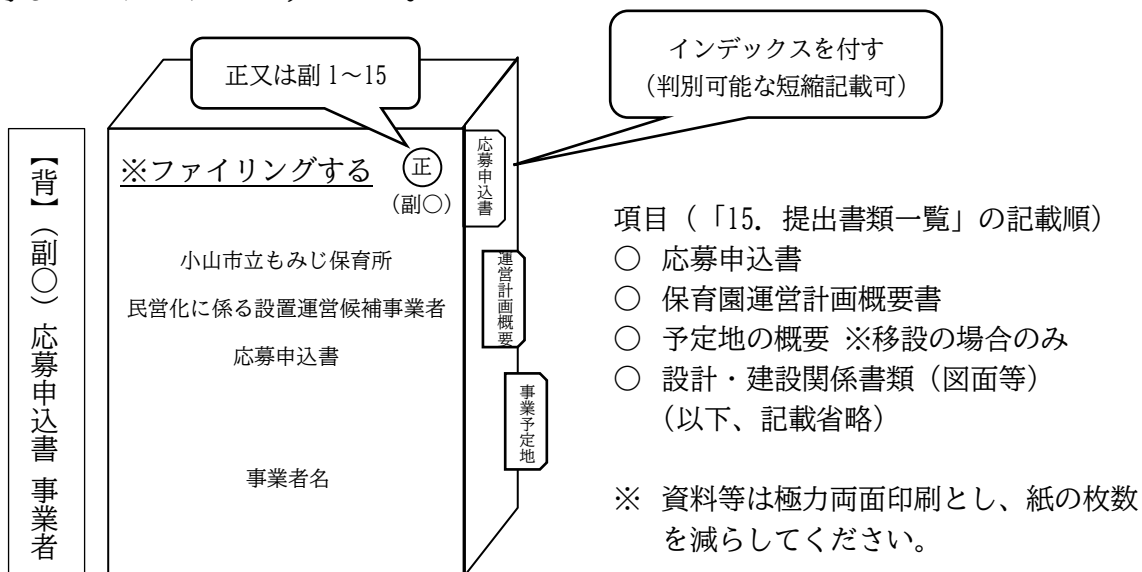
応募書類の様式等は、次のとおりとする。

(1)提出書類

「15. 提出書類一覧」のとおりに

(2)様式等の形式

所定の様式以外は、原則としてA4判縦（図面はA3判折り込み）とし、「15. 提出書類一覧」に記載の順番に並べ、下図のとおりインデックスを付してファイリングすること。



10. 応募書類の受付

応募書類の提出は、次のとおりとする。

(1)提出部数

- ア 応募書類（正本） 1部
- イ 応募書類（副本） 15部（コピー可）

(2)提出方法

持参又は郵送（配達証明書留郵便に限る。期間内必着のこと。）による。

(3)提出期間

- ア 受付期間 令和6年10月15日(火)から11月8日(金)まで
- イ 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで

(4)提出先

小山市中央町一丁目1番1号
小山市保健福祉部保育課保育施設係（市役所3階）

(5)その他

- ア 提出期限までに応募書類の提出がない場合は、辞退したものとみなす。
- イ 「10. 応募書類の作成方法」の作成要領に従っていない場合は、失格とする。

11. 審査及び結果通知

(1)ヒアリングの実施

提出された応募書類に対する補足説明及び質疑応答を求めるため、次のとおりヒアリングを実施する。

ア 期日

令和6年11月下旬

※ 詳細な日時、方法等については、各応募事業者へ事前に通知する。

イ 実施場所

小山市中央町一丁目1番1号 小山市役所（予定）

ウ 留意事項

- ① ヒアリングに参加しない場合、又は災害や交通機関の事故等、やむを得ないと判断される正当な事由がなく、指定時刻に遅れた場合は、失格とする。

- ② 当日の出席者は、代表者を含め3名以内とし、全てこの事業に携わる者とする。可能な限り代表者（事業責任者）及び施設長就任予定者は出席すること。代表者が欠席の場合は、委任状を提出すること。
- ③ 実施主体事業者から委託された事業者の出席は認めない。
- ④ 応募書類以外にプレゼンテーションで使用する資料（電子データ、紙媒体を問わない）がある場合は、事前に提出すること。なお、提出時期等の詳細は、別途、本市から連絡する。
- ⑤ プレゼンテーションについては、本市所有のスクリーン及びプロジェクターを活用した画面投影（HDMIケーブルも貸出対応可）を行うこととし、その他必要な機材については、応募事業者において用意すること。
- ⑥ 説明（プレゼン）の時間は20分以内、面接（ヒアリング）の時間は30分以内とする。

(2) 評価・審査

小山市福祉施設整備支援対象社会福祉法人等選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、審査要領に基づき評価を実施する。

(3) 整備運営事業者の選定

選定委員会は、審査要領に基づき整備運営事業者を選定する。

(4) 審査結果の取扱い

- ア 審査結果は、提案者に通知し、後日公表する。
- イ 審査結果に関する問い合わせ及び異議申し立ては、一切受け付けない。

(5) 選定基準（合計 340 点）

- ア 保育事業計画等について 180 点
- イ 施設等について 40 点
- ウ 法人運営能力について 100 点
- エ 交流・連携の取組について 20 点

12. 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差し替え及び追加・削除は認めない。

- (3)提出書類は、本募集の実施以外の目的には使用しない。
- (4)提出書類は、原則として公表しない。ただし、小山市情報公開条例（昭和62年小山市条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、応募事業者が事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報を除き、この限りでない。
- (5)提出書類は、本募集の実施に当たり必要な範囲において、複製を作成することがある。

13. その他

その他、本募集に関する事項は、次のとおりとする。

(1)失格

応募事業者が、次のいずれかに該当する場合、失格とすることがある。

- ア 審査委員会委員、事務局関係者に、本募集に関して不正な接触又は要求をした場合
- イ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- ウ 提出方法、提出先及び提出期限の条件に適合しない場合
- エ ヒアリングに出席しない場合
- オ 上記のほか、本市が不適切と認める場合。

(2)追加資料の提出

提出された書類に関して、本市から内容確認の問い合わせ又は追加資料の提出を求めた場合、参加表明者は、対応するものとする。

(3)事業の履行

整備運営事業者は、応募書類に基づき、誠実に責任をもって履行すること。ただし、応募書類のうち、本市が不要と認めるものは除くものとする。

(4)その他

- ア 本募集に関する手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とする。
- イ 参加申込、応募書類、ヒアリング等に要する一切の費用は、応募事業者の負担とすること。

14. 事務局

本募集に係る事務手続きを行うため、次のとおり事務局を設置する。

〒323-8686 小山市中央町一丁目1番1号

小山市保健福祉部保育課保育施設係（小山市役所 3 階）

担当者 松本・野口

電話 0285-22-9639

FAX 0285-22-9670

Mail d-hoiku*city.oyama.tochigi.jp（*を@と読み替えること）

15. 提出書類一覧

項目	提出書類名	様式
全体	1 応募申込書	様式1
	2 保育園運営計画概要書	様式2-1
	3 予定地の概要	様式2-2
設計・建設関係	4 建物（施設）・園庭・駐車スペース・地域交流スペース等の配置図	任意様式
	5 建物（施設）の平面図	任意様式
	6 建物（施設）の立面図	任意様式
	7 建物（施設）の部屋別床面積表	任意様式
	8 工事費等概算見積書（施設整備費・備品購入費等が確認できる、設計会社等発行のもの）	任意様式
	9 工事工程表	任意様式
資金関係	10 法人自己資金及び寄附予定者の状況について	様式3
	11 法人自己資金預金残高証明書（同一日付のもの）	該当機関発行のもの
	12 寄附予定者の寄附確約書(写)、所得証明書、預金残高証明書（同一日付のもの）	記載例参照
	13 資金収支（見込）計算書	任意様式
	14 借入金償還計画表（独立行政法人福祉医療機構・民間金融機関それぞれに作成のこと）	様式4-1 又は様式4-2
法人関係	15 法人及び現運営施設の概要	様式5
	16 法人役員（評議員）の状況	様式6
	17 代表者の履歴書、住民票、印鑑証明書	様式7
	18 代表者の居住自治体における滞納がない旨の証明書又は最新年度の納税証明書	該当機関発行のもの
	19 法人の法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書 法人本部所在自治体に対し納税義務を負う者は、滞納がない旨の証明書もしくは最新年度の納税証明書 ※ 納税義務がないものは不要。	該当機関発行のもの
	20 法人の登記事項証明書	該当機関発行のもの
	21 法人の定款又は寄附行為	任意様式
	22 法人の直近3カ年分の決算書、今年度予算書	任意様式
	23 前年度の決算で公認会計士の監査を受けている場合は、公認会計士の監査証明の写し	任意様式
	24 直近の市・県指導監査に係る業務別是正改善を要する事項に対する報告書の写し	任意様式
	25 施設長(予定者)の履歴書	様式7
26 職員処遇に関する諸規定（就業規則、職員給与規程、非常勤職員雇用規程、育児休業規則、介護休業規則等）	既存資料又は案(任意様式)	

項目	提出書類名	様式
	27 危機管理対策に関する資料（児童の健康管理、衛生管理、防犯防災対策、事故発生時の対応、虐待への対応等）	既存資料又は案(任意様式)
	28 保護者・地域・関係機関等との連携及び交流体制	様式 8
運営関係	29 保育園運営方針	様式 9
	30 保育計画	様式 10
	31 職員採用計画	様式 11
	32 職員育成計画	様式 12
	33 保育園運営に関する提案	様式 13
	34 事故防止等危機管理体制及び苦情解決方法	様式 14

16. 遵守すべき法規制等

遵守すべき法規制等は以下のとおりである。各法規制等は最新版を適用すること。なお、以下への記載の有無に関わらず、本業務に必要な法規制等については遵守すること。

(1)法令等

- ・ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- ・ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- ・ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- ・ 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）
- ・ 景観法（平成 16 年法律第 110 号）
- ・ 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
- ・ 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
- ・ 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）
- ・ 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
- ・ 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）
- ・ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- ・ 電波法（昭和 25 年法律第 131 号）
- ・ ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ・ エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
- ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）
- ・ 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）

- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
- ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）
- ・ 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
- ・ 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- ・ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- ・ 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- ・ 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- ・ 警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）
- ・ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
- ・ 土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）
- ・ 農地法（昭和 27 年法律第 229 号）
- ・ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
- ・ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）
- ・ 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）
- ・ こども基本法（令和 4 年法律第 77 号）
- ・ 児童の権利に関する条約（平成 6 年批准）
- ・ 各種の建築関係資格法・建設業法・労働関係法

(2) 条例

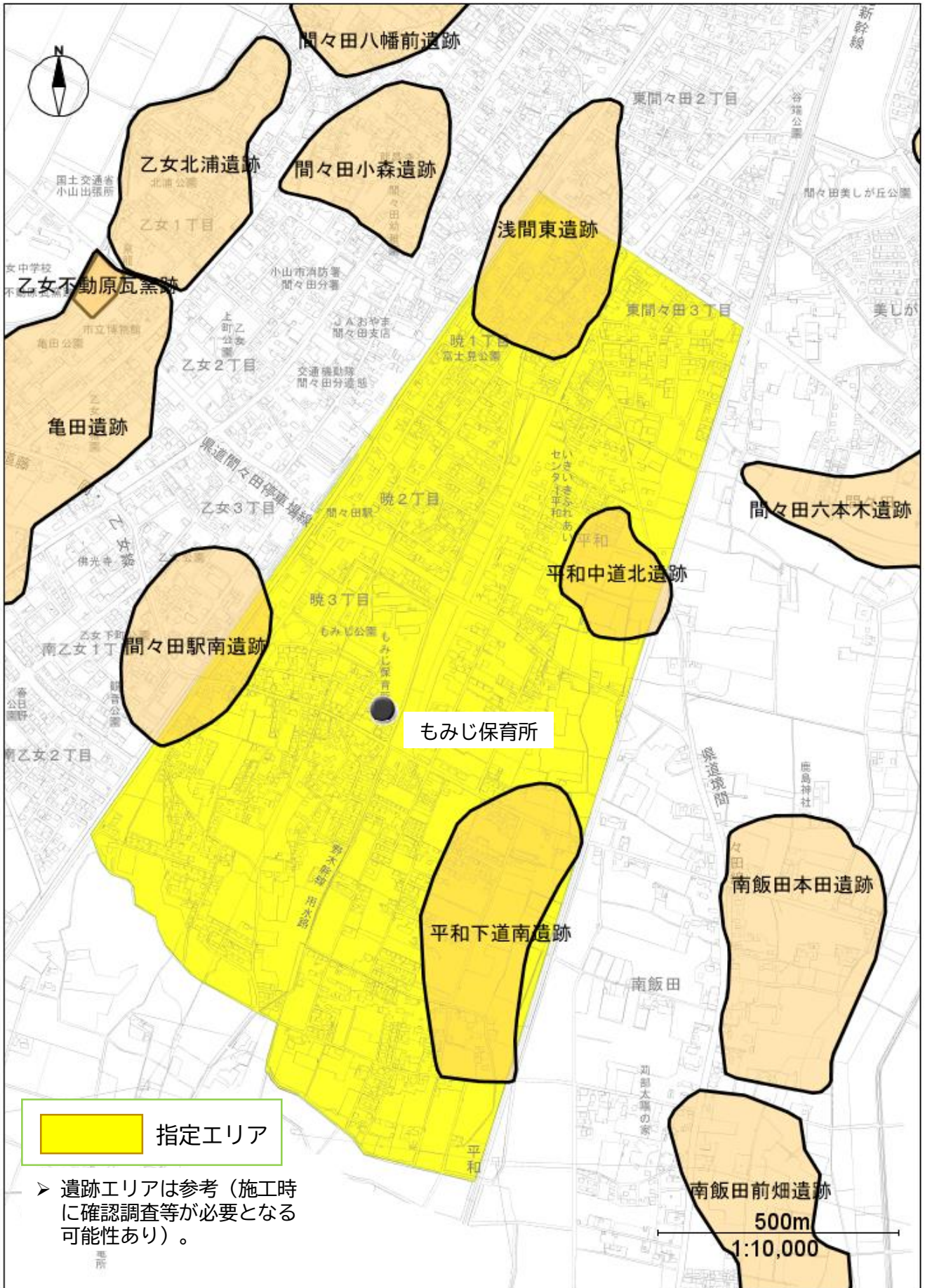
- ・ 栃木県建築基準条例（昭和 57 年岐阜県条例第 2 号）
- ・ 栃木県ひとにやさしいまちづくり条例（平成 11 年栃木県条例第 25 号）
- ・ 栃木県生活環境の保全等に関する条例（平成 16 年栃木県条例第 40 号）
- ・ とちぎの子ども・子育て支援条例（平成 30 年栃木県条例第 39 号）
- ・ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 31 年栃木県条例第 17 号）
- ・ 小山市環境基本条例（平成 9 年小山市条例第 2 号）
- ・ 小山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例（平成 11 年小山市条例第 20 号）
- ・ 小山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 4 年小山市条例第 21 号）

- ・ 小山市地区まちづくり条例（平成 17 年小山市条例第 5 号）
- ・ 小山市景観条例（平成 20 年小山市条例第 2 号）
- ・ 小山市開発行為の許可基準に関する条例（平成 17 年小山市条例第 6 号）
- ・ 小山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和 61 年小山市条例第 3 号）
- ・ 小山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年小山市条例第 39 号）
- ・ 小山市火災予防条例（昭和 37 年小山市条例第 13 号）
- ・ 小山市保育所条例（昭和 62 年小山市条例第 3 号）
- ・ 小山市都市公園条例（昭和 50 年小山市条例第 5 号）

(3) 参考基準・指針等

- ・ 小山市建築基準法施行細則（昭和 56 年小山市規則第 1 号）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ・ 公共建築木造工事標準仕様書
- ・ 建築物解体工事共通仕様書
- ・ 建築工事監理指針
- ・ 電気設備工事監理指針
- ・ 機械設備工事監理指針
- ・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- ・ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- ・ 公共建築設計業務委託共通仕様書
- ・ 敷地調査共通仕様書及び参考資料
- ・ 建築設計基準
- ・ 建築設備設計基準
- ・ 建築設計基準の資料
- ・ 建築構造設計基準
- ・ 建築構造設計基準の資料
- ・ 構内舗装・排水設計基準
- ・ 構内舗装・排水設計基準の資料
- ・ 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- ・ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- ・ E の数値を算出する方法並びに V0 及び風力係数の数値を定める件

- ・ (平成 12 年建設省告示第 1454 号)
- ・ 屋根ふき材及び屋外に面する帳壁の風圧に対する構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件 (平成 12 年建設省告示第 1458 号)
- ・ 改訂版ガラスを用いた開口部の安全設計指針 (一般財団法人日本建築防災協会)
- ・ 建築設備耐震設計・施工指針
- ・ (一般財団法人日本建築センター、独立行政法人建築研究所監修)
- ・ ZEB ガイドライン (一般社団法人環境共創イニシアチブ)
- ・ エネルギー消費性能計算プログラム解説
- ・ (国土交通省国土技術政策総合研究所、国立研究開発法人建築研究所)
- ・ 遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2014 (一般社団法人日本公園施設業協会)
- ・ 公共測量 作業規程の準則 解説と運用 (公益社団法人日本測量協会)
- ・ 道路の移動等円滑化整備ガイドライン (国土交通省道路局)
- ・ 建築設計業務委託共通仕様書 (栃木県県土整備部建築課)
- ・ 栃木県業務委託共通仕様書 (栃木県県土整備部技術管理課)
- ・ 栃木県土木工事共通仕様書 (栃木県県土整備部技術管理課)
- ・ 用地調査等標準仕様書 (栃木県県土整備部用地課)
- ・ 栃木県リサイクル認定製品認定制度実施要綱 (栃木県環境森林部資源循環推進課)
- ・ 栃木県開発許可事務の手引 (栃木県県土整備部都市計画課)
- ・ 小山市宅地開発指導要綱 (平成 17 年小山市規程第 26 号)
- ・ 小山市建設工事検査規程 (平成 8 年小山市規程第 16 号)
- ・ 小山市建設工事監督執務要領 (小山市理財部契約検査課)
- ・ 小山市景観計画 (小山市都市整備部都市計画課)
- ・ 小山市公共建築物における木材の利用促進に関する方針 (小山市産業観光部農政課)
- ・ 保育所保育指針 (平成 29 年厚生労働省告示第 117 号)
- ・ 小山市子ども・子育て支援事業計画 (小山市保健福祉部子育て家庭支援課)
- ・ その他の関連要綱・各種基準等



指定エリア

- 遺跡エリアは参考（施工時に確認調査等が必要となる可能性あり）。